

自動点検・補修技術開発コンソーシアム運営規約

(名称)

第1条 コンソーシアムの名称は「自動点検・補修技術開発コンソーシアム」（以下「本コンソーシアム」という。）とする。

(目的)

第2条 本コンソーシアムは、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四高速」という。）が管理する長大橋梁群の維持管理において、一連のプロセスの高度化を図るため、ロボット工学、センシング技術、ICT・IoT、人工知能（AI）、革新的な材料等の技術力を有する産官学が連携し、技術の開発、統合、現場実装を推進しながら、次世代の長大橋管理を実現することを目的とする。

(事業)

第3条 本コンソーシアムは、前条に定める目的を達成するために、以下の事業を行うものとする。

- 一 長大橋管理の具体的な現場ニーズ並びに会員企業からの技術シーズの意見交換
- 二 有望技術に対する、現場を活用した実証

(会員)

第4条 本コンソーシアムの会員は、本規約に賛同し、次条の規定により入会を承認された企業又は団体のほか、第8条に規定する役員として選任する個人とする。

(入会)

第5条 本コンソーシアムの会員になろうとする企業又は団体は、本四高速のホームページから申し込む方法で、入会申込みを行うものとする。

- 2 会員の入会については、第13条に規定する運営委員会（以下「運営委員会」という。）の承認をもって入会を決定するものとする。
- 3 会員資格は事業年度毎に自動更新される。

(会費)

第6条 本コンソーシアムは、会費を徴収しないものとする。

(退会)

第7条 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、会長に届け出なければならない。

- 2 加入する企業、団体が解散した場合は、当該日をもって退会したものとする。
- 3 本規約を遵守しないとき又は本コンソーシアム若しくは会員の名譽・信用を毀損する行為があったとき、若しくは次の各号の一に該当すると認められるときは、会長は当該会員を退会させることができる。
 - 一 役員等（会員が個人である場合にはその者を、会員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - 二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 五 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 4 その他、本四高速が会員として不適格と認めた旨を通知した場合は、会員はその通知日をもって退会したものとする。

（役員）

- 第8条 本コンソーシアムは、役員として、会長1名、副会長1名及び幹事若干名を置く。
- 2 役員は、本四高速の社員、本四高速の子会社の社員、会員企業の社員、会員団体の職員及び本規約に賛同する学識経験者の中から選任する。
 - 3 会長は、本四高速長大橋技術部長とする。
 - 4 副会長は、会長が選任する。
 - 5 幹事は、会長が選任する。

（役員の職務）

- 第9条 会長は、本コンソーシアムを代表し、第3条に定める事業を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時にその職務を代行する。
 - 3 幹事は、運営委員会の構成員として、本コンソーシアムの運営に関する重要事項について審議し、また本規約に則って、本コンソーシアムの業務を遂行する。

（役員の任期）

- 第10条 役員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。
- 2 役員は任期満了後、新たに役員が選任されるまでは引き続きその職務を行う。
 - 3 会長及び副会長に辞任すべき事由が生じた場合は、会長は本四高速に、副会長は会長に、それぞ

れ届け出るものとし、その日付をもって本コンソーシアムの役職を辞任したものとする。

(会員の義務)

第 11 条 会員は、本規約及び運営委員会の決定事項を遵守しなければならない。

(禁止行為)

第 12 条 会員は、本規約の他の条文で禁止する行為のほか、次の各号に定める行為を行ってはならない。また、会員は、自己に所属する役員、社員、職員等に対しても、本条の規定を同様に遵守せなければならない。

- 一 会員資格に基づいて取得した情報を第 2 条に定める目的以外に使用し、会員以外の第三者に対して開示又は漏洩する行為（ただし、運営委員会による審議の上承認を得た場合はこの限りではない。）
- 二 本コンソーシアムに参加している事実を悪用する行為
- 三 他の会員になります行為
- 四 事前の承諾無く、他の会員の名称や商標等を使用する行為
- 五 本コンソーシアムの運営を妨げる行為
- 六 前各号の行為を援助又は助長する行為
- 七 前各号のほか、本四高速が不適切と判断する行為

(運営委員会)

第 13 条 本コンソーシアムに執行機関として運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、会長、副会長及び幹事から構成される。
- 3 運営委員会は、会長が招集し、会長が議長を務める。
- 4 運営委員会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - 一 本コンソーシアムの長期的、短期的な開発工程等を定める運営計画の策定及び管理
 - 二 次条に規定するワーキンググループからの成果報告に対する助言
 - 三 企業会員及び団体会員の入退会の判断
 - 四 ワーキンググループの設置、廃止及び管理
 - 五 第 18 条に規定する活動報告の承認
 - 六 その他コンソーシアムの運営に関する重要な事項
- 5 運営委員会は、運営委員会のすべての構成員の過半数の出席をもって成立し、決定はその過半数をもって行う。出席については、委任状による出席を妨げない。
- 6 必要に応じて、運営委員会は書面又は電子メールによる開催とができる。この場合、運営委員会の構成員からの回答をもって出席とみなし、すべての構成員からの回答をもって運営委員会は成立するものとする。

(ワーキンググループ)

第 14 条 本コンソーシアムは第 3 条に定める事業を行うため、運営委員会の決定によりワーキンググループを設置及び廃止することができる。

- 2 ワーキンググループは、それらの目的に対して意欲ある本コンソーシアムの会員から構成される。
- 3 ワーキンググループに所属する会員は運営委員会で決定する。
- 4 ワーキンググループは、運営委員会の管理のもと活動を行う。
- 5 ワーキンググループは原則 1 年を期間として活動し、運営委員会の承認をもって期間を延長できるものとする。

(秘密保持)

第 15 条 本コンソーシアムにおいて、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。

- 2 本コンソーシアムにおいて、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めることとする。

(権利帰属)

第 16 条 本コンソーシアムにおいて新たに生じた発明、実用新案、意匠及び著作物（以下総称して「発明等」という。）に係る権利（以下「知的財産権等」という。）は、当該発明等を創作した者及び本四高速での共有とする。知的財産権等の持分については、共同発明等の発明者が所属する本当事者及び本四高速で協議するものとする。

- 2 前項の規定は、会員が本コンソーシアムの活動とは別に取得した知的財産権等、又は会員が本コンソーシアムへの参加以前より有していた知的財産権等（以下併せて「既存知的財産権等」という。）を、他の会員又は第三者に移転するものではなく、既存知的財産権等については、既存知的財産権等の権利者に留保されるものとする。
- 3 会員は、本コンソーシアムが第 3 条第二号に定める事業を行う場合、本四高速に対して、当該事業に必要な範囲で既存知的財産権等の利用を無償で許諾し、他の会員に対して、当該事業に必要な範囲で許諾条件を協議の上既存知的財産権等の利用を許諾する。この場合において、当該既存知的財産権等の利用方法の詳細は、利用許諾を行う当事者間で協議するものとする。

(運営年度)

第 17 条 本コンソーシアムの運営年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(活動報告)

第 18 条 本コンソーシアム及び会員が外部に本コンソーシアムの活動を報告する場合は、運営委員会

の承認を受けなければならない。

(存続期間・解散)

第 19 条 本コンソーシアムの存続期間は、設立の日の 1 年後の運営年度末までとする。ただし、存続期間終了日の 3 カ月前までに運営委員会による解散の通知がない場合は、存続期間はさらに 1 年間延長するものとし、以降も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、運営委員会はその決定により、いつでも本コンソーシアムを解散することができる。

(協議)

第 20 条 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合については、運営委員会の決定をもって円満にこれを解決するものとする。

(実施細則)

第 21 条 この規約に定めるもののほか、本コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、運営委員会で決定する。

(事務局)

第 22 条 本コンソーシアムの庶務は、本四高速長大橋技術部技術推進課が行う。

(規約の改正)

第 23 条 本規約は、運営委員会の決定により改正することができる。

附 則

本規約は、本コンソーシアム設立の日（令和 3 年 1 月 27 日）から施行する。

令和 3 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 6 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 7 年 4 月 1 日 一部改訂